

令和3年度第6回運営推進会議報告書

開催日時		令和4年3月25日(金) 郵送及びFAXにて送付
参加者		議題
利用者	1名	(1) 入居者状況
利用者家族	9名	(2) 活動状況(1月、2月)
地域住民の代表者	2名	(3) 今後の予定(3月、4月)
市職員	1名	(4) 苦情・事故・ヒヤリハット報告
はたやま地域包括支援センター職員	1名	(5) 身体拘束の適正化について
センター職員	1名	(6) ご意見・要望・提案・助言
終訪問看護ステーション	1名	(7) その他
薬剤師	1名	
事業所	3名	
会議録		
<p>※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面開催を中止とし、各委員へ意見照会をしました。</p> <p>(1) 入居者状況                  2月28日現在 8名(平均年齢 85.5歳、平均要介護度 2.6)                  要介護1:1名 要介護2:3名 要介護3:2名                  要介護4:2名 要介護5:0名</p> <p>(2) 活動状況(1月、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三浦内科クリニック往診 1月17日(月)、2月14日(月)                      2月14日(月) コロナワクチン接種                      入居者7名及びスタッフ全員が3回目の接種をしました。</li> <li>・終訪問看護ステーション訪問 1月4日(火)、11日(火)、25日(火)                      18日(火)(訪問リハビリ)                      2月1日(火)、8日(火)、15日(火)                      22日(火)(訪問リハビリ)</li> <li>・青木歯科往診 1月6日(木)、27日(木)、19日(水)(歯科衛生士)                      2月3日(木)、24日(木)、16日(水)(歯科衛生士)</li> <li>・みゆきファーマーシー訪問 毎週1回(居宅療養管理指導…薬セット管理)</li> <li>・ハート治療院訪問 1月6日からコロナ感染拡大防止の為中止</li> <li>・お誕生日会 1月23日(日)</li> <li>・節分会 2月3日(木)</li> <li>・外部評価 2月9日(土)</li> <li>・訪問理美容 2月28日(月)</li> <li>・浄化槽点検 2月3日(木)</li> <li>・浄化槽法定点検 2月7日(月)</li> </ul>		

(3) 今後の予定 (3月、4月)

- ・ひな祭り、お誕生日会、花見

(4) 苦情・事故・ヒヤリハット報告

- ・苦情 0件
- ・事故 0件
- ・ヒヤリハット 1件：早朝、ベッドからずり落ちそうになった

(5) 身体拘束の適正化について

- ・身体拘束なし
- ・eラーニング研修 「高齢者虐待・身体拘束について」  
5つの基本的なケア (①起きる②食べる③排泄する④清潔にする⑤活動する) を十分に行い生活リズムを整える事。  
5つの基本的なケアを考えた上で、どのようなケアが不適切ケアになるのか検討しました。  
本人主体のケアではなく、介護する側の都合で行うと不適切ケアにつながるという事、例えば、自分で食べられる人に時間がかかるからと、介助してしまう事などを話し合いました。

(6) ご意見・要望・提案・助言

市職員から

「活動報告」について

- ・お誕生日会や節分会の行事の際、皆で合唱したり、デイサービス共想いの家のご利用者様と一緒にカラオケ大会を行い、職員と一緒に歌ってみえますが、感染対策はどのようにされましたか。

→はい。感染症対策については、使用前消毒を行い、スタッフがマイクを持ち歌って頂くようにしました。また歌う時、マスクを使用したり、歌った後マイクを消毒し感染予防対策をしました。

また、座るせきの間隔を開け密にならないよう配慮しました。

「身体拘束の適正化について」について

- ・5つの基本的ケア、不適切ケア及び身体拘束をどのように関連つけて話し合われたのでしょうか？

→ご質問ありがとうございます。

5つの基本的ケア、不適切ケア及び身体拘束にどのように関連付けて話し合ったかについては、5つの基本的ケアは日常生活を営む上で当たり前に行う事であり、その人を中心としたケアにならなければならない。スタッフの都合で行うケアは不適切ケアにつながり、身体拘束につながりかねないのではと話し合いました。

- ・身体的拘束をやむを得ず行わなければならない場合、身体的拘束は誘発されるものなのでしょうか。身体的拘束をやむを得ず行う場合、事前に事業所内全体で原因(要因)及び理由等の分析し、身体的拘束の必要性の検討をし、手続きを経た上で、実施することになるのではないのでしょうか。

→ご指摘ありがとうございます。

身体的拘束をやむを得ず行わなければならない場合、身体的拘束は誘発されるものなのでしょうかの問いですが誘発されるものではありません。

身体的拘束をやむを得ず行う場合、事前に事業所内全体で原因(要因)及び理由等の分析をし、身体的拘束の必要性の検討をし、手続きを経たうえで、実施する事です。

はたやま地域包括支援センター職員から

- お世話になります。

初めてのカラオケだったんですね。盛り上がっていたとの事で一緒に参加したかったです。PCR 検査実施され、感染対策されていて利用者さまもご家族も安心ですね。これからも宜しくお願いします。

→ありがとうございます。今後とも感染症対策を実施し、安心して過ごしていただけるように致します

(7) その他

- 4月及び5月に、月2回の予定で介護職員全員にPCR検査を実施する予定です。

次回開催予定 令和4年5月20日(金) 14:00~